

## 令和元年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

国家公務員倫理審査会決定  
令和 2 年 3 月 19 日

国家公務員倫理審査会は、令和元年度国家公務員倫理審査会政策評価結果について、次のとおり決定する。

## 評価結果一覧

政 策	達成度	ページ
<p>1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築            (政策目標)</p> <p>(1) 倫理審査会創立20周年の節目である今年度は、これまでの取組を踏まえ、倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。</p> <p>(2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p>	相当程度 進展あり	1
<p>2 不祥事への厳正かつ迅速な対応            (政策目標)</p> <p>各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p>	目標達成	5

## 評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価する。

### 「達成度」に係る評価基準

評価(高順位)	評価の目安
目標超過達成	具体的な取組内容をすべて実現し、かつ、政策の本質的な目標について具体的な成果が得られるなど大きな進展がみられた
目標達成	具体的な取組内容をすべて実現した
相当程度進展あり	具体的な取組内容をおおむね実現した
進展が大きくない	具体的な取組内容について進展は見られたもののその程度は大きくなかった
目標に向かっていない	具体的な取組内容をほとんど実現できなかった

令和元年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築</p>																				
<p>目 標</p>	<p>(政策目標)                  (1) 倫理審査会創立20周年の節目である今年度は、これまでの取組を踏まえ、倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。                  (2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p> <p>(具体的取組)                  (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な研修受講の促進                  (2) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理月間における各種取組の実施                  (3) 各種教材の制作・配布                  (4) 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底                  (5) より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築                  (1)から(3)までの取組において、国家公務員としての使命感の問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結び付けることにつながるような工夫を行う。</p>																				
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の倫理意識のかん養のためには、職員が倫理研修を定期的に受講することが重要であるが、倫理研修を長期間又は一度も受講していない職員が一定数存在することから、昨年度に引き続き、今年度の倫理月間に際して、eラーニングによる研修について、全職員を対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うよう各府省等に対して要請した。</li> <li>・ 各府省等や民間事業者の要請に応じ、事務局職員を、積極的に倫理研修の講師として派遣した。</li> </ul> <p>[参考] 職員を対象とするアンケートの結果において、過去1年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合                  83.8%                  [平成30年度 78.4%、平成29年度 75.4%、平成28年度 72.3%]</p> <p>《取組内容2》倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理月間における各種取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府省等の倫理事務担当者を対象とする説明会を全国10か所において開催した。また、地方支分部局等に勤務する国家公務員を主な対象とした公務員倫理セミナーをつくば市(6月)、高松市(9月)、広島市(9月)及び福島市(10月)において開催した。</li> </ul> <p>[参考] 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況</p> <table border="1" data-bbox="470 1787 1433 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>満足</th> <th>ある程度満足</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>39.1%</td> <td>57.1%</td> <td>3.7%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>67.4%</td> <td>32.6%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>55.0%</td> <td>45.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(受講者を対象とするアンケート調査の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年12月を国家公務員倫理月間とし、公募による標語の設定、当該標語を用いたポスター・パンフレット等の作成・配布、各府省等におけるポスター掲示、中央合同庁舎第5号館屋内電光掲示板及び第2号館屋外LED掲示板による告知、公務員倫理に関するシンポジウムの開催等を行った。また、昨年に引き続き各府省等の倫理監督官(事</li> </ul>		満足	ある程度満足	やや不満	不満	令和元年度	39.1%	57.1%	3.7%	0.0%	平成30年度	67.4%	32.6%	0.0%	0.0%	平成29年度	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%
	満足	ある程度満足	やや不満	不満																	
令和元年度	39.1%	57.1%	3.7%	0.0%																	
平成30年度	67.4%	32.6%	0.0%	0.0%																	
平成29年度	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%																	

務次官等)や組織の長に対し、公務員倫理に関するメッセージの発信や幹部職・管理職員に対して直接公務員倫理に関する注意喚起をすることを要請した。更に、上述のポスターにメッセージ記入欄を設け、掲示課室の責任者に記入いただくよう要請し、現場責任者が工夫を凝らして様々なメッセージを書き込むなど、主体的な取り組みが認められた。

〔参考〕国家公務員倫理週間における講演会の満足度の状況

	満足	ある程度満足	やや不満	不満
令和元年度	45.4%	51.3%	3.4%	0.0%
平成30年度	38.4%	53.7%	7.9%	0.0%
平成29年度	46.3%	48.1%	4.4%	1.3%

令和元年度は公務員倫理に関するシンポジウムを開催  
(受講者を対象とするアンケート調査の結果)

《取組内容3》自習研修教材、マンガ教材の制作・配布

- ・ 倫理法・倫理規程の制度・運用についての理解促進のため、イラストを多用し、また具体事例を通じて事例に直面した場合の対応の在り方を考えさせる内容・構成に変更した幹部職員用の自習研修教材を、多くの職員がeラーニングを受講する倫理月間の時期に合わせて改訂し、各府省等に配布した。
- ・ 若年層職員や広く一般国民を対象に倫理規程の内容等を幅広く理解してもらうことを目的として、今年度新たにマンガ教材を作成し、配布及びHP上に公開した。

《取組内容4》外部通報窓口の設置の推進

- ・ 外部通報窓口が未設置である府省等について、倫理事務担当者に対して設置を求め、新たに4府省等が設置し、年度中に全ての府省等において外部通報窓口の設置が達成された。その後、令和2年1月に新たに政府内に新組織が発足したため、現在、50府省等中49府省等が設置している状況となっている。

《取組内容5》より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築

- ・ 各種研修・啓発資料において、倫理法令に照らして問題がないか疑義がある場合の事前の相談・確認も受け付けていること、相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期していること、匿名による相談・通報も受け付けていること、通報後の流れなどを記載し、各府省等に対し、所属職員に対してそれらを周知するよう求めた。一部研修では、「違反が疑われる事例を見聞きした場合、どう対応するか」について討議する機会を設け、参加者に自分事として具体的な行動を考察させた。
- ・ また、公務員倫理セミナー等の機会を捉え、相談しやすい職場環境の構築を促すとともに、倫理月間の職員向けパンフレットにおいて、上司や窓口への相談を奨励するページを設けた。
- ・ 倫理審査会の相談・通報窓口寄せられる相談・通報に対して、利用者が安心して相談・通報できるよう丁寧かつ真摯に対応を行った。

〔参考〕 職員を対象とするアンケートの結果において、倫理法等違反の疑いを見聞きした場合に相談・通報しようとする職員の割合 90.2%

[平成30年度 88.0%、平成29年度 88.4%]  
平成29年度からアンケート項目に追加

《取組内容6》各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底

- ・ 官房長等との懇談会・地方機関の長等との懇談会や倫理制度説明会等の機会を捉え、各府省の官房長・地方機関の長や倫理事務担当者等に対し、各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口の両方に関する周知徹底を直接求めた。
- ・ 倫理月間のポスター・パンフレット等の制作、マンガ教材の制作や幹部職員用自習研修教材の改訂に当たり、通報制度について重点的に記載することで、職員への周知を図った。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の携帯用に配布している倫理カードについて、各府省等毎の相談・通報窓口が記載されているものを全職員に対し配布した。</li> </ul>
測定指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合95%以上 94.1% [平成30年度 92.5%、平成29年度 92.8%、平成28年度 88.5%] 平成30年度までは測定指標の割合90%以上</li> <li>職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合90%以上 86.3% [平成30年度84.9%、平成29年度 87.6%、平成28年度 85.8%]</li> </ul>
達成度の評価	<p>《評価》相当程度進展あり</p> <p>《目標達成度の判断理由》      具体的取組事項については、全て実施することができた。      測定指標「職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合」を本年度から90%を95%以上に設定したが、94.1%と目標までわずかに届かなかった。      測定指標「職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合90%以上」については、86.3%とやや上昇した。      これらを踏まえると、令和元年度における具体的取組内容をおおむね実現したと考えるが、引き続き取組を強化していく必要があると考える。</p>
施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の倫理意識の醸成については、職員に対して法令や運用に対する正確な理解を付与するため、定期的な研修等が肝要であり、令和元年度に実施した職員アンケートによれば、過去3年間に倫理研修を受講しなかった理由として「所属組織から研修等への参加案内がなかった」が最も多かったことから、引き続き全職員に対するeラーニング研修の実施を各府省等へ要請するとともに、マンガ教材など職員の興味・関心を引く教材の作成などを通じて、定期的な研修機会の付与や採用後一度も研修を受講しない者をできるだけ少なくするための取組を実施していく。</li> <li>倫理的な組織風土・環境の構築のためには、相談しやすい体制の構築が肝要であることから、弁護士等を活用した外部相談窓口の設置を促進し、併せて倫理月間の職員向けパンフレットにおいて、倫理法令に照らして問題がないか疑義がある場合の事前の相談・確認を奨励するとともに、各府省等における窓口の周知を促進するための取組を行った。引き続き、各種教材や研修の場などを活用し、様々な場面で相談・通報窓口の周知を推進する取組を進めていく。</li> <li>倫理審査会創立20周年に際し、例年開催している倫理に関する講演会を「倫理に関するシンポジウム」と題し、有識者によるパネルディスカッションのほか、若手職員による「これからの公務組織」と題したプレゼンテーションを行った。このシンポジウムは国家公務員のほか、地方公務員や民間企業関係者、様々な分野の有識者等が聴講し、職員の倫理意識の醸成や倫理的な組織風土・環境の構築のみならず、公務員倫理への理解促進にも寄与した。</li> <li>倫理月間のポスターについて、掲示課室の責任者にメッセージを記入いただいた。この取組を通じて、メッセージ記入者自身や部下職員の倫理意識の醸成、倫理的な組織風土・環境の構築だけでなく、当該課室を訪れる外部の者に対して組織を挙げて倫理感の保持・高揚に取り組んでいることを示すことができた。</li> </ul>
今後の施策に反映させるべき事項	<p>職員の定期的な研修受講については継続的な取組が肝要であり、より研修が受講しやすい環境整備や教材の必要な改善を図りつつ、今後も引き続き定期的な研修機会の付与のための取組を進める。</p> <p>また、倫理的な組織風土の構築については、相談・通報窓口の周知・活用を促す取組を更に進める。特に、その認知度に係る測定指標が目標に達成しなかったことを踏まえ、意義や必要性などについて職員の意識に働きかける内容とするなど、認知度の向上及び利用の促進につながる</p>

	<p>具体的な方法について、各府省等や他団体（地方公共団体や民間企業）における成功例などを参考にして、引き続き工夫・検討を進める。  倫理月間のポスターに書いていただいたメッセージの分析を含め倫理月間における様々な取組を検証し、必要な改善を行うとともに新たな取組を検討する。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>オンデマンドによる動画配信を用いて、その確認をWeb上で小テストでできるようにするWeb研修方式は、倫理研修にも向いているかもしれない。</p>

令和元年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

		政策所管部局	国家公務員倫理審査会事務局
政 策	2 不祥事への厳正かつ迅速な対応		
目 標	<p>(政策目標) 各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>(具体的取組) (1) 事案処理の際の各府省への助言 (2) 各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示 (3) 再発防止策に関する各府省へのフォローアップ</p>		
具体的取組結果	<p>《取組内容1》事案処理の際の各府省への助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理法等違反が発生した府省に対して、厳正かつ迅速な事案処理に資するノウハウや留意事項等を提供するとともに、実効性のある再発防止策を講じるための指導・助言を行った。</li> <li>・ 倫理法等違反事案に係る調査・懲戒手続に関するノウハウ等について、全府省等に対して周知を行った。</li> </ul> <p>《取組内容2》各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本府省等の倫理事務担当者を対象とする会議や、各府省等の倫理事務担当者を対象とする倫理制度説明会(全国10か所)において、具体的な事例を提示しつつ、調査及び懲戒手続の留意点等についての周知を図った。また、本府省等を対象とした説明会及び令和元年6月から10月にかけてつくば市、高松市、広島市及び福島市で開催した公務員倫理セミナーにおいて、最近の違反事案の要因分析と再発防止策等についての説明を行った。</li> </ul> <p>《取組内容3》再発防止策に関する各府省へのフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反事案が発生した府省について、必要に応じて再発防止策の取組状況や実施上の課題等を聴取し、助言を行った。</li> </ul>		
測定指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合90%以上(他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。)</li> </ul> <p>100.0%(14件中14件) [平成30年度 100.0%、平成29年度 92.9%、平成28年度 92.9%]</p>		
達成度の評価	<p>《評価》目標達成</p> <p>《目標達成度の判断理由》 上述した具体的取組の実施により、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行うことができた。また、全事案件数に占める90日以内で調査結果の報告を行った事案件数の割合は、測定指標「90%」を超える100.0%となっている。 したがって、令和元年度における政策は、目標達成した。</p>		
施策の分析	<p>各府省に対し、適切な指導・助言を行うことにより、各府省において違反事案に対する厳正かつ迅速な対応が図られているが、事案の中には、倫理法等以外の国家公務員法上の服務義務違反を含むものなど調査及び処分の検討に時間を要するものもあることに留意する必要がある。</p>		
今後の施策に反映させるべき事項	<p>違反事案に対する厳正かつ迅速な対応を行えるよう、従前の取組を引き続き行うとともに、各府省で取り組んでいる再発防止策のうち、他府省において役立つと考えられるものを、各種会議・説明会等の場を通じ</p>		



	て全府省に周知するなど、違反行為の未然防止に効果的な施策を行う。
有識者の意見	指標自体が、既に改善限界に達していると思われるが、毎年の数値を蓄積し、公表することが重要と思われる。 特別なことではないが、不祥事への対応は迅速にというのが大原則であるので、引き続きお願いする。